

○島根県警察交番相談員運用要綱の制定について

(平成6年3月15日島地第218号県警察本部長例規通達)

最終改正 令和2年3月31日

最近の都市化の進展、警察事象の多様化等社会構造の変化に伴い、市民の交番に対する期待は大きく、地域住民からは警察に対して「いつも交番にいてほしい」という反面、「警らを強化してほしい」といった要望が強い。

こうした要望にこたえ、来訪者等へのサービスの向上と交番勤務員の地域警察活動を強化するため、交番相談員制度を導入し、別添のとおり「島根県警察交番相談員運用要綱」を制定し、平成6年4月1日から実施することとしたので、効果的な運用に努められたい。

別添

島根県警察交番相談員運用要綱

第1 趣旨

- 1 この要綱は、地域警察運営規則（平成6年国家公安委員会規則第14号。以下「規則」という。）に基づき、島根県警察交番相談員（以下「交番相談員」という。）の運用に関し必要な事項を定めるものとする。
- 2 交番相談員の任用にあつては職員の任用に関する規則（昭和27年島根県人事委員会規則第12号）に、勤務等にあつては会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年島根県人事委員会規則第6号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。
- 3 交番相談員の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員とする。

第2 任用

交番相談員は、地方公務員法第16条の規定に該当しない者で、交番相談員として適性を有する者のうちから、本部長が任用するものとする。

第3 任期等

交番相談員の任期は、1年以内とする。ただし、再度の任用を妨げない。

第4 身分証明書等

- 1 交番相談員には、交番相談員身分証明書（様式第1号。以下「身分証明書」という。）を貸与するものとする。
- 2 交番相談員は勤務時間中、規則に定める標章を用いるとともに、身分証明書を携帯しなければならない。
- 3 交番相談員は、職務に関し身分証明書の提示を求められたときは、これを提示しなければならない。
- 4 交番相談員は、勤務時間中は所定の位置にネームプレート（様式第3号）を置かなければならない。

第5 職務範囲

交番相談員は、次に掲げる職務を行うものとする。

- 1 住民の困りごと、意見、要望等の聴取及び住民に対する助言
- 2 犯罪、災害事故等の防止に関する指導連絡
- 3 地域ボランティア等との連携
- 4 速報、ミニ広報紙等の作成及び安全安心情報の提供
- 5 自転車盗及びオートバイ盗の被害届の代書及び預かり
- 6 遺失届及び拾得物の受理
- 7 物件事務報告書の作成補助
- 8 事件又は事故の発生時における警察官等への通報
- 9 地理案内
- 10 通学路等における子どもの見守り等の活動
- 11 その他警察署長（以下「署長」という。）が命ずる事項

第6 職務要領

交番相談員は、第5の職務を行うに当たっては、次に掲げる要領によるものとし、来訪者に対しては、親切・丁寧に接するほか、通勤通学・下校時間帯に、交番の前で積極的に通行人等にあいさつをするなど、地域住民とのふれあい活動を行うものとする。

- 1 遺失届及び拾得届があったときは、島根県警察における遺失物の取扱いに関する訓令（平成19年島根県警察訓令第34号）に基づき、適切に受理し、警察官又は警察署会計（係）に確実に引き継ぐこと。
- 2 事件、事故等の届出があったときは、直ちにその内容を警察官に連絡するとともに、届出者に対しては被害者の救護及び現場保存等の措置を教示すること。
- 3 警察相談の取扱いに関する訓令（平成17年島根県警察訓令第20号）により受理した警察相談等は、警察官に引き継ぐこと。
- 4 警察業務に直接関係のない各種相談を受理したときは、その窓口を教示するなどの措置をとること。
- 5 各種照会（自転車照会を除く。）業務を行う必要が生じたときは、警察官に引き継ぐこと。

第7 勤務時間等

交番相談員は、別表の勤務例及び署長が指定した勤務指定により勤務するものとする。

第8 指揮監督等

- 1 署長の指揮監督は、交番所長を通じて行うものとする。
- 2 署長は、交番相談員に対し、その職務に関し必要な各種事務処理要領、各種書類作成要領及び受傷事故防止要領に係る指導教養を行うものとする。
- 3 第5の「7 物件事務報告書の作成補助」及び「10 通学路等における子どもの見守り等の活動」に関する細部事項は、別に定める。

第9 報告

- 1 交番相談員は、勤務日の取扱事項を交番相談員勤務日誌（様式第4号）に記載し、署長に報告するものとする。
- 2 交番相談員は、職務の取扱状況を交番相談員活動月報（様式第5号）により、翌月5日までに署長に報告するものとする。

第10 貸与品の返納

身分証明書については、退職時にこれを返納しなければならない。

様式〔略〕